

北名古屋市パブリックコメント手続実施要綱の考え方

第1条（目的）

- 1 市のさまざまな政策等の意思決定の過程において、その立案段階で考え方や内容を公表し、市民等の行政参画への機会を提供することにより、行政運営における透明性と市民等に対する説明責任を図り、市民参加型の公平公正で開かれた市政の実現を目指すことを目的とするものです。
- 2 これまでも各所属部署の判断で、パブリックコメント手続に類似した手法を用いたことはありますが、この要綱の制定により、共通の統一ルールとして制度化するものです。

第2条（定義）

第1項

- 1 パブリックコメント手続は、市が最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、具体的な政策等の案を市民等に公表し、意見を募集するとともに、提出された意見が政策等に反映できるかを考慮し、採用・不採用にかかわらず、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表するものです。
意思決定過程での市民参加と行政の説明する責務を果たす一連の取組みを確保するものです。
- 2 市の基本的な制度を定める条例の制定等の意思決定を行う前に、市民等が意見を述べる機会を保障し、その意見を参考に、より質の高い原案を作成するところにあります。したがって賛成・反対の多募により意思決定の方向を判断するものではありませんし、多数意見も少数意見も一意見として扱います。

第2項

この制度に基づくパブリックコメント制度の実施機関は全庁あげて取り組む姿勢を明確にするため、例外を最小限度にします。
また、北名古屋市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関から議決機関の議会を除くものです。
したがって議員提案の条例案等は対象とはしません。

第3項

市民等の範囲に関しては、本市に在住、在勤、在学する者のほかに、利害関係を有する者も事案に意見提出できるものとします。

第3条（対象）

第1号

- 1 広く市民生活や事業活動に影響を与えるもので、市内全域又は市民等を対象とするものです。
- 2 具体的な例としては、「総合計画」「地域福祉計画」「介護保険事業計画」「高齢者保健福祉計画」「次世代育成支援行動計画」「障害者計画」「障害者福祉計画」「地域防災計画」「一般廃棄物処理基本計画」「都市計画マスタープラン」「男女共同参画プラン」などの計画及び方針で、これらの計画等を新しく制定、改正、廃止しようとする場合は対象となります。
- 3 パブリックコメント手続は、公の計画等を対象とし、意見等を提出する市民等に対しては、個人的な利害にとらわれず、公益の観点からの意見を期待するものです。
したがって、個人間の利害対立が想定され、また非常に限定された区域あるいは特定範囲の者のみを対象としたテーマはなじみません。行政内部にのみ適用されるものなど、市民等に直接の影響がないものは対象外となります。

第2号

- 1 市政の全般にわたり適用される市政運営の基本的方針を定めるものや、各行政分野における基本理念、方針などを定めるものをいいます。
- 2 具体的な例としては、「情報公開条例」「行政手続条例」「環境基本条例」「男女共同参画基本条例」などで、これらの条例を新しく制定、改正、廃止しようとする場合は対象となります。

第3号

- 1 市が独自に条例で市民等に義務を課したり、権利を制限する事項を定めている場合や、法令や委任を受けて条例で市民等に義務を課したり、権利を制限する内容を定めるものをいいます。
- 2 地方自治法第14条第2項に基づく条例が該当します。
金銭徴収に関する条例については、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料等の徴収に関するもので、市民に義務を課することになりますが、負担軽減への意見が主たる可能性があり、パブリックコメント手続の趣旨に合わないため対象外とします。
- 3 具体的な例としては、「自転車駐車場の設置及び管理に関する条例」「空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」「空き地等の環境保全に関する条例」などで、これらの条例を新しく制定、改正、廃止しようとする場合は対象となります。

第4号

- 1 広く市民等の利用に供することを目的として建設され、全市民が使用するセンター的機能を有する公共施設をいいます。

なお、道路・河川等の整備に係る個別・具体的な事業計画については、原則として対象外とします。

2 構想、プラン、指針など名称は問いません。

第5号

具体的な案件としては、この手続によるか否かは、最終的には実施機関がこの要綱に基づいて判断するものとします。

第4条（適用除外）

第1号

1 「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、パブリックコメント手続に係る所要期間の経過等により、計画等の効果が損なわれるなどの場合や災害対策など緊急を要する場合をいいます。

災害など迅速及び緊急に対応する必要がある場合です。

2 「軽微なもの」とは、条例であれば、単純な文言の改正や法令の改正に伴い、文言の整理や技術的読み替え（表現変更）などを要するものです。

第2号

1 法令などの規定により公聴会の開催や縦覧、意見書提出手続などが義務付けられている場合です。

具体的な例として、都市計画の決定については、都市計画法により都市計画案の作成時に公聴会等を開催すること、また都市計画案を2週間縦覧し、その案に対し住民から提出された意見書をもとに都市計画審議会で審議することが規定されていますので、この場合は必要がありません。

2 なお、法令などの規定に基づくことなく、実施機関の裁量で公聴会を行う場合は、法令などの規定による開催ではないので、こうした場合はパブリックコメント手続を実施する必要があります。

第3号

上位法令や国、県の計画により内容が詳細に規定されており、その規定に沿った決定をしている場合をいいます。

第4号

地方自治法第74条第1項の規定により直接請求により議会提出された条例案は、そのまま市議会での審議に付され、市長などの執行機関は修正できないため、適用除外となります。

第5条（政策等の案の公表時期及び内容）

第1項

- 1 「政策等を策定しようとするとき」は政策等の素案がまとまり、意思決定をする前の時点を行います。
ただし、政策等の案の策定に当たり、広く市民等の意見を反映させる必要があると認められるものについては、計画等の中間案を取りまとめた時点など、構想や検討段階でも、この要綱に準ずる手続を実施するように努めます。
- 2 公表時期は、政策等の意思決定前に、この手続を実施するために必要な期間を考慮し設定します。

第2項

公表する内容は、市民等が積極的に意見を提出できるようにするため、わかりやすい「政策等の案」とともに、詳細な「資料」を用意します。

第2項各号

関連資料（1）～（3）は、政策等の「趣旨」、「目的」、「背景」など必要な事項の公表により、「現状の課題認識」「めざす方向性と目的及び根拠」「政策等の内容、費用対効果や検討した代替案とその政策等立案の過程」など、政策等を選択する際の争点が見える必要な事項を定め公表するように努めます。

第6条（政策等の案の公表の方法）

第1項

- 1 政策等の案の公表は、市のホームページへの掲載及び両庁舎にある市情報コーナーへ配置するほか、所管する部署の窓口の実施機関が指定する場所で閲覧により行います。または実施機関が必要と認める方法により随時行います。

第2項

- 1 市広報紙への掲載は、十分な紙面が取れないので、意見募集を行っていることを主としてお知らせします。
- 2 広報紙やホームページに掲載のほか、報道機関への資料提供なども積極的に行い、周知に努めます。

第3項

政策等の案を公表する時は、意見の提出先・提出方法・提出期間のほか、意見の提出に必要な事項を明記します。

第7条（意見等の提出期間）

第1項

- 1 意見の提出期間は、原則として30日以上とします。
- 2 市民等が意見を提出するために必要な時間を確保する必要がある一方で、この期間があまりに長期になると行政執行の効率が悪くなることから、目安とします。

第2項

やむを得ず30日以上の間を確保できない場合は、その理由を明らかにするとともに、市民等が余裕を持って意見の提出ができるよう、事前に予告するなど周知に努めます。

第8条（意見等の提出方法）

第1項

- 1 意見等の提出方法は、案の公表時に必ず明示するものとします。
- 2 「実施機関が指定する場所」は、基本的には所管する部署とします。
祝日を除く閉庁日は、他の施設を持参場所とすることは可能です。
- 3 意見を書面などにより記録として把握するため、提出方法は、「窓口への持参」「郵便・電子メール・ファクシミリ」のほか、実施機関が適当と認める方法とします。
- 4 電話など口頭による意見の申し出は、意見内容が不明確になる恐れがありますので、書面による提出を求めるなど適切に対応するものとします。
あくまでも口頭による意見の申し出に固執した場合は、応対者が申し出の内容を取りまとめたうえ、参考意見として受け入れますが、実施機関の考えは示さないものとします。
- 5 「その他実施機関が認める方法」には、宅配便などが含まれます。

第2項

- 1 市民等に責任ある意見等を求める趣旨から、原則として住所、氏名又は団体名、電話番号、メールアドレスの掲載を求めるものとします。
なお、匿名による場合は、実施機関の考えは示さないものとします。
- 2 障害者等などから点字等の方法により提出があった場合、適切に対応するものとします。
- 3 使用する言語は日本語を基本としますが、他の言語を提出に使用する言語とした場合、提出者に日本語訳の添付を求めることができます。

第9条（意見等の処理）

第1項

パブリックコメント制度は、提出された意見を必ず採り入れるということではなく、提出された多様な意見を十分に考慮して、その上で判断し意思決定を行うものです。

第2項

- 1 パブリックコメント制度は、計画等の案の賛否を問うものではないことから、賛否の結論だけを示した意見については、実施機関の考え方を示す必要はありませんが、そのような意見があったことは公表します。
- 2 実務的には、行政コストや事務の効率の点から考えて、提出された意見の数が多い場合は類似した意見ごとにまとめて公表します。なお、意見を提出した者の一人ひとりに対して、個別には回答しません。
- 3 市の考え方は必要に応じてまとめて公表します。
- 4 提出された意見の中に、個人又は法人等の権利利益を害する恐れのある情報等で、公表することが不適切なものが含まれていると判断される場合は、その全部又は一部を公表しません。
- 5 提出された意見等を踏まえて、公表した案を修正した場合には、その修正内容及び修正理由を公表するものとします。
- 6 公表にあたり、個人情報に関する部分は非公開とします。

第3項

- 1 実施機関の考え方の公表は、政策等の案の公表と同様の方法により公表します。
- 2 公表の時期は、条例案については当該条例案の議会提出前、その他の政策等については、当該政策等の実施前とし、適切な公表期間を設けるものとします。

第10条（一覧表の作成）

市民が、いつ・どのような案件がパブリックコメント手続の対象になっているか分かるように、実施している案件については、一覧表を作成し、市のホームページに掲載します。また両庁舎にある市情報コーナーで閲覧できるようにします。なお、一覧表を作成し公表する事務は、実施機関ではなく、人事秘書課が行います。

第11条（実施責任者）

- 1 パブリックコメント手続は、実際に政策等を策定する所管する部署が手続きを行います。
- 2 所管する部署は、その実効性を確保するため、実施機関はこの手続を要する政策等の把握や実施に当たっての調整を担当する「パブリックコメント手続実施責任者」を実施機関ごとに配置します。

3 実施責任者は、所管する課長を充てることとします。

第12条（雑則）

この要綱に定めるもののほか、制度の実施について必要な事項があれば、別に定め、市全体で統一のルールで実施します。

附則

- 1 施行日以降に、計画等を策定する場合は、この要綱に基づくパブリックコメント手続を実施するものとします。
- 2 パブリックコメント手続は、かなりの期間を要するものなので、政策等の策定過程の一連の手続途中から、要綱事項を適用することは困難と考えます。よって、制度施行日以降に施行・実施する政策等については、制度施行前に市民等の意見を反映させる機会を確保する手続を経たものは、この要綱の手続の規定は適用しないものとします。